

平成25年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第14号

平成25年度能美市一般会計予算

平成25年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,080,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,576,700
	1 市民税	2,840,800
	2 固定資産税	3,748,600
	3 軽自動車税	92,400
	4 市たばこ税	300,000
	5 入湯税	8,700
	6 都市計画税	586,200
	△ 鉱産税	0
	△ 特別土地保有税	0
2 地方譲与税		200,000
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	140,000
3 利子割交付金		20,000
	1 利子割交付金	20,000
4 配当割交付金		6,000
	1 配当割交付金	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6 地方消費税交付金		400,000
	1 地方消費税交付金	400,000
7 ゴルフ場利用税交付金		32,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	32,000
8 自動車取得税交付金		50,000
	1 自動車取得税交付金	50,000
9 地方特例交付金		38,000
	1 地方特例交付金	38,000
10 地方交付税		4,510,000
	1 地方交付税	4,510,000
11 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
12 分担金及び負担金		631,774
	1 分 担 金	3,064
	2 負 担 金	628,710
13 使用料及び手数料		346,407

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 使用料	325,331
	2 手数料	21,076
14 国庫支出金		2,352,532
	1 国庫負担金	1,274,657
	2 国庫補助金	1,070,225
	3 国庫委託金	7,650
15 県支出金		875,676
	1 県負担金	488,823
	2 県補助金	255,814
	3 県委託金	131,039
16 財産収入		20,017
	1 財産運用収入	18,017
	2 財産売払収入	2,000
17 寄附金		7,736
	1 寄附金	7,736
18 繰入金		335,080
	1 基金繰入金	335,080

(単位：千円)

款	項	金 額
	△ 特別会計繰入金	0
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		488,578
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	300
	3 貸付金元利収入	340,255
	4 雑入	148,021
21 市債		4,130,500
	1 市債	4,130,500
歳 入	合 計	22,080,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		218,672
	1 議会費	218,672
2 総務費		1,987,032
	1 総務管理費	1,568,621
	2 徴税費	234,454
	3 戸籍住民基本台帳費	77,732
	4 選挙費	83,585
	5 統計調査費	5,011
	6 監査委員費	17,629
3 民生費		8,698,250
	1 社会福祉費	2,738,541
	2 児童福祉費	5,775,952
	3 生活保護費	183,717
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,403,566
	1 保健衛生費	711,087
	2 環境衛生費	157,291

(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	535,188
5 労働費		17,345
	1 労働諸費	17,345
6 農林水産業費		230,145
	1 農業費	202,893
	2 林業費	27,215
	3 水産業費	37
7 商工費		581,821
	1 商工費	581,821
8 土木費		2,566,096
	1 土木管理費	105,872
	2 道路橋りょう費	463,905
	3 河川費	5,538
	4 都市計画費	1,960,563
	5 住宅費	30,218
9 消防費		618,479
	1 消防費	618,479

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		1,876,363
	1 教育総務費	273,044
	2 小学校費	544,783
	3 中学校費	123,391
	4 社会教育費	469,479
	5 保健体育費	465,666
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		3,563,532
	1 公債費	3,563,532
13 諸支出金		310,449
	1 基金費	90,449
	2 公社費	220,000
14 予備費		8,000
	1 予備費	8,000
歳出	合計	22,080,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	平成 2 5 年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金 1 4 億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利 5 %以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
防災無線デジタル化事業債	88,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
地域活性化事業債	5,400			
根上南部保育園建設事業債	738,300			
寺井保育園建設事業債	248,700			
宮竹保育園建設事業債	581,400			
(仮称)福岡児童館建設事業債	395,300			
根上中央児童館建設事業債	21,200			
農業用水再編対策事業負担金	500			
地方道路等整備事業債	5,500			
地方特定道路整備事業債	5,600			
小松インター線整備事業債	47,500			
岩内金剛寺線整備事業債	2,500			
県営道路事業負担金	10,400			
健康ロード1号線整備事業債	14,200			
宮竹11号線道路改良事業債	23,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 能美インターチェンジ整備事業債	21,300	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
浜町道林線外道路改良事業債	1,400			
J R 寺井駅周辺整備事業債	556,600			
防災センター建設事業債	58,200			
寺井小学校大規模改造事業債	115,700			
辰口中央小学校防音事業債	55,200			
宮竹小学校空調施設整備事業債	33,500			
臨時財政対策債	1,100,000			
計	4,130,500			

議案第15号

平成25年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成25年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,766,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 132, 700
	1 国民健康保険税	1, 132, 700
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		916, 807
	1 国庫負担金	718, 513
	2 国庫補助金	198, 294
4 療養給付費等交付金		320, 010
	1 療養給付費等交付金	320, 010
5 前期高齢者交付金		1, 417, 579
	1 前期高齢者交付金	1, 417, 579
6 県支出金		221, 503
	1 県負担金	34, 503
	2 県補助金	187, 000
7 共同事業交付金		463, 000
	1 共同事業交付金	463, 000
8 財産収入		147

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	1 4 7
9 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
10 繰 入 金		2 9 3, 4 2 5
	1 一般会計繰入金	2 6 9, 4 2 5
	2 基金繰入金	2 4, 0 0 0
11 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
12 諸 収 入		7 9 9
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預金利子	1 0
	3 雑 入	7 3 9
歳 入	合 計	4, 7 6 6, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		81,843
	1 総務管理費	67,752
	2 徴税費	13,844
	3 運営協議会費	247
2 保険給付費		3,274,086
	1 療養諸費	2,896,826
	2 高額療養費	352,600
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		589,878
	1 後期高齢者支援金等	589,878
4 前期高齢者納付金等		278
	1 前期高齢者納付金等	278
5 老人保健拠出金		30
	1 老人保健拠出金	30
6 介護納付金		218,810

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	218,810
7 共同事業拠出金		543,632
	1 共同事業拠出金	543,632
8 疾病予防費		47,951
	1 特定健康診査等事業費	31,871
	2 疾病予防費	16,080
9 基金積立金		147
	1 基金積立金	147
10 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
11 諸支出金		7,345
	1 償還金及び還付加算金	4,720
	2 繰出金	2,625
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,766,000

議案第16号

平成25年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ455,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		341,112
	1 後期高齢者医療保険料	341,112
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		113,413
	1 一般会計繰入金	113,413
5 繰越金		375
	1 繰越金	375
6 諸収入		70
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	20
	3 雑入	30
歳入	合計	455,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,804
	1 総務管理費	659
	2 徴収費	9,145
2 後期高齢者医療広域連合納付金		444,926
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	444,926
3 諸支出金		170
	1 償還金及び還付加算金	160
	2 繰出金	10
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	455,000

平成25年度能美市介護保険特別会計予算

平成25年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ3,816,300千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ11,300千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 - 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス事業勘定5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		765,075
	1 介護保険料	765,075
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		798,957
	1 国庫負担金	637,187
	2 国庫補助金	161,770
4 支払基金交付金		1,056,456
	1 支払基金交付金	1,056,456
5 県支出金		547,395
	1 県負担金	532,181
	2 県補助金	15,214
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		648,136

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	648,136
9 繰越金		30
	1 繰越金	30
10 諸収入		221
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	171
歳 入	合 計	3,816,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		53,962
	1 総務管理費	20,201
	2 徴収費	4,494
	3 介護認定審査会費	29,267
2 保険給付費		3,598,000
	1 介護サービス等諸費	3,270,008
	2 介護予防サービス等諸費	136,038
	3 その他諸費	4,560
	4 高額介護サービス等費	53,892
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,150
	6 特定入所者介護サービス等費	122,352
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		93,668
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	45,039
	2 包括的支援事業・任意事業	48,629

(単位：千円)

款	項	金 額
5 基金積立金		1 0
	1 基金積立金	1 0
6 公 債 費		7 0, 0 1 0
	1 公 債 費	1 0
	2 財政安定化基金償還金	7 0, 0 0 0
7 諸支出金		4 4 0
	1 償還金及び還付加算金	4 4 0
8 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出	合 計	3, 8 1 6, 3 0 0

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		11,260
	1 介護予防サービス収入	11,260
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑入	10
歳 入	合 計	11,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,610
	1 総務管理費	5,610
2 サービス事業費		5,590
	1 居宅サービス事業費	5,590
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	11,300

議案第18号

平成25年度能美市温泉事業特別会計予算

平成25年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,340
	1 使用料	8,340
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		558
	1 繰越金	558
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入	合計	8,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		8,899
	1 温泉事業費	8,899
2 諸支出金		1
	1 基金費	1
	△繰出金	0
歳出	合計	8,900

議案第19号

平成25年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成25年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		601
	1 分担金	600
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		28,482
	1 使用料	28,481
	2 手数料	1
3 財産収入		17
	1 財産運用収入	17
4 繰入金		34,200
	1 一般会計繰入金	34,200
	△ 基金繰入金	0
5 繰越金		5,800
	1 繰越金	5,800
6 市債		15,000
	1 市債	15,000
歳入	合計	84,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		26,177
	1 事業費	26,177
2 公債費		57,906
	1 公債費	57,906
3 諸支出金		17
	1 基金費	17
歳出	合計	84,100

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道資本費平準化債	(千円) 15,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
計	15,000			

平成25年度能美市水道事業会計予算

(総則) 第1条 平成25年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 18,260戸 |
| (2) 年間総給水量 | 7,370,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 18,700m ³ |
| (4) 主要な建設改良工事 | |

1. 配水管整備事業
2. 配水管改良事業
3. 施設改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	778,400千円
第1項 営業収益	775,490千円
第2項 営業外収益	2,910千円

(支出)

第1款 水道事業費用	701,600千円
第1項 営業費用	568,770千円
第2項 営業外費用	132,510千円
第3項 特別損失	320千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額510,000千円は、過年度分損益勘定留保資金499,395千円、当年度分消費税資本的収支調整額10,605千円で補填するものとする。)

(収入)		
第1款 資本的収入		32,200千円
第1項 工事負担金		9,500千円
第2項 分雑収入		19,200千円
第3項		3,500千円
(支出)		
第1款 資本的支出		542,200千円
第1項 建設改良費		254,300千円
第2項 企業償還金		287,900千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
総係費 (新会計制度対応支援業務委託)	平成26年度から 平成27年度まで	2,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の
 の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 34,644千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、16,280千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

- (事業)
1. 配水管整備事業
 2. 配水管改良事業
 3. 施設改良事業

(種類)

- 構築物
 構築物
 構築物
 機械及び装置

(名称)

- 配水管
 配水管
 水源さく井
 配水施設

(数量)

- φ75～250 L=513.0 m
 φ75～200 L=775.0 m
 1井
 一式

(2) 処分する資産

(種類)

- 構築物
 構築物
 構築物
 構築物

(名称)

- 配水管
 配水管
 配水管
 配水管

(数量)

- φ200 L=150.0 m
 φ150 L=200.0 m
 φ100 L=172.0 m
 φ75 L=253.0 m

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成25年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	11社
(2) 年間総給水量	
	辰口第一工業用水道 11,004,750m ³
	辰口第二工業用水道 4,839,900m ³
	根上地区工業用水道 3,970,000m ³
(3) 一日平均給水量	
	辰口第一工業用水道 30,150m ³
	辰口第二工業用水道 13,260m ³
	根上地区工業用水道 10,880m ³

(4) 主要な建設改良工事

辰口第一工業用水道事業施設改良事業
辰口第二工業用水道事業施設拡張事業
根上地区工業用水道事業施設拡張事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	辰口第一工業用水道事業収益	94,600千円
第1項	営業収益	94,550千円
第2項	営業外収益	50千円
第2款	辰口第二工業用水道事業収益	149,000千円
第1項	営業収益	148,900千円
第2項	営業外収益	100千円
第3款	根上地区工業用水道事業収益	119,600千円
第1項	営業収益	119,300千円
第2項	営業外収益	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
総関係費 (新会計制度対応支援業務委託)	平成26年度から 平成27年度まで	2,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法 証書借入	利率 %	償還の方法
施設拡張事業	148,000	借入時期は平成25年度とする。 ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0 以内	起債年度から据置期間を含めて30年以内に償還する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第9条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

32,661千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)
辰口第一工業用水道事業

辰口第二工業用水道事業

(種類) 構築物	(名称) 水源さく井	(数量) 1井
建物	電気室	1棟
構築物	水源さく井	1井
構築物	導水管	φ200 L=115.0m
機械及び装置	取水ポンプ及び計装設備等	1式 (水源 1箇所)
機械及び装置	電気設備機能増設	1式

根上地区工業用水道事業

建物	電気室	1棟
構築物	導水管	φ200 L=130.0m
機械及び装置	取水ポンプ及び計装設備等	1式 (水源 1箇所)
機械及び装置	機械・電気設備改良	1式

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

議案第22号

平成25年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 接続戸数 | 14,609戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 5,215,600m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 14,280m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

1. 管渠建設事業
2. 流域下水道建設事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてため、能美市公共下水道事業基金100,000千円を充当する。

(収入)		
第1款 下水道事業収益	1,293,700千円	
第1項 営業収益	712,400千円	
第2項 営業外収益	581,280千円	
第3項 特別利益	20千円	
(支出)		
第1款 下水道事業費用	1,443,400千円	
第1項 営業費用	1,018,720千円	
第2項 営業外費用	424,570千円	
第3項 特別損失	110千円	

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額
 403,400千円は、過年度分損益勘定留保資金230,582千円、当年度分損益勘定留保資金168,945千円、当年度
 分消費税資本的収支調整額3,873千円で補填するものとする。)

(収 入)		
第1款 資本的収入		831,500千円
第1項 企業債		512,200千円
第2項 他会計出資金		303,000千円
第3項 補助金		11,000千円
第4項 受益者負担金		5,300千円
(支 出)		
第1款 資本的支出		1,234,900千円
第1項 建設改良費		92,200千円
第2項 企業債償還金		1,142,700千円

(債務負担行為)
 第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総 係 費 (新会計制度対応支援業務委託)	平成26年度から 平成27年度まで	2,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	42,300千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成25年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者と協定するものとする。ただし、市政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができ
公共下水道事業債	19,900千円			
資本費平準化債	360,000千円			
公共下水道事業債 (特別措置分)	90,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

26,390千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
管渠事業	構築物	排水管	φ200 L=166.0m

平成25年3月6日 提出

能美市長 酒井 倂次郎

平成25年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院	一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)			
	入院(年間)	42, 100人	入院(1日平均患者数)	115人
	外来(年間)	64, 469人	外来(1日平均患者数)	238人
(2)介護老人保健施設				
	入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
	入所者(年間)	26, 670人	入所者(1日平均利用者数)	73人
	通所者(年間)	5, 430人	通所者(1日平均利用者数)	21人
(3)デイサービスセンター				
	定員	30人		
	通所者(年間)	6, 300人	通所者(1日平均利用者数)	25人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	支	出
第1款 病院事業収益		2,016,900千円	第1款 病院事業費用	2,016,900千円
第1項 医業収益		1,850,793千円	第1項 医業費用	1,977,927千円
第2項 医業外収益		166,105千円	第2項 医業外費用	38,672千円
第3項 特別利益		2千円	第3項 特別損失	201千円
第4項 予備費			第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益		388,000千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	388,000千円
第1項 営業収益		386,121千円	第1項 営業費用	371,082千円
第2項 営業外収益		1,878千円	第2項 営業外費用	16,917千円
第3項 特別利益		1千円	第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益		57,500千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	57,500千円
第1項 営業収益		57,252千円	第1項 営業費用	57,497千円
第2項 営業外収益		247千円	第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益		1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	支	出
第1款 病院事業資本的収入		354,575千円	第1款 病院事業資本的支出	430,900千円
第1項 企業債		159,300千円	第1項 建設改良費	251,028千円
第2項 負担金		103,742千円	第2項 企業債償還金	179,872千円
第3項 補助金		91,532千円		

第4項 寄附金

1千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,325千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	41,100千円
		第1項 建設改良費	9,906千円
		第2項 企業債償還金	31,194千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,100千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業 医療機器整備事業	20,000千円 139,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 188, 256千円	交際費	373千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	250, 961千円	交際費	140千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	39, 021千円	交際費	1千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	318, 982千円	救急医療の確保に要する経費	59, 378千円
		医師等の研究研修に要する経費	2, 741千円
		追加費用に要する経費	28, 499千円
		児童手当に要する経費	3, 230千円
		企業債償還利子に要する経費	20, 317千円
		高度医療器械に要する経費	51, 075千円
		企業債償還元金に要する経費	103, 742千円
		経営安定に要する経費	50, 000千円
(2)介護老人保健施設	1, 740千円	児童手当に要する経費	1, 740千円
(3)デイサービスセンター	240千円	児童手当に要する経費	240千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	301, 388千円
(2)介護老人保健施設	11, 449千円
(3)デイサービスセンター	860千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	MRI ナースコールシステム 地域医療連携システム 電動ベッド コンソールシステム・トラウマリコシシステム(関節用) 全自動散薬分包機 Cquick Stock システム 常温配膳車(トレー含む) 自動視野計 HEPAフィルター交換	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	市立病院

平成25年 3月 6日 提出

能美市長 酒 井 梯次郎